平成２８年（フ）第１５８０号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目220番地
高橋荘201号
債務者　飯沼　　敦
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番21―504号
債務者　大久保英治
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６６号
埼玉県春日部市備後西３丁目７番25号　グリーンハウス１番館202号室
債務者　田口　和也
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５４７号
埼玉県入間市大字南峯432番地６
債務者　市川　千春
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６１号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1429番地３
債務者　大竹　星美
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３４５号
埼玉県本庄市下野堂２丁目５番10号
債務者　藤巻ユキ子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５４７４号
大阪府東大阪市近江堂３丁目13番24号
債務者　金嶋　耕平
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０３号
大阪市住吉区苅田２丁目16番６―702号
債務者　曽田　玲子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２０号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ｆ―102号、旧住所静岡市葵区山崎２丁目８番地の12
債務者　鈴木　君代
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月６日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４８７号
東京都世田谷区用賀１丁目10―28―401
債務者　大庭　成子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４８８号
東京都練馬区土支田４丁目４―20　ルミエールムラタＡ201
債務者　田邉　　馨
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９７号
愛知県豊田市若宮町６丁目５番地　若宮ビューハイツ705号
債務者　林　　英子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
栃木県栃木市西方町本郷512番地４　グランシャリオ西方105号、従前の住所栃木県栃木市大宮町2628番地12
債務者　舘野　静江
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５５７号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目６番２号　ヴィラ安耶202号室、前住所埼玉県越谷市大字袋山1007番地５　ジュネパレス大袋第１202
債務者　山本　久恵
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７７号
栃木県小山市大字喜沢1146番地　フジヴェルディＢ棟203号、前住所栃木県小山市八幡町１丁目４番１号　長福ハイツ503号
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８１号
栃木県宇都宮市細谷１丁目２番18号　メゾン・ド・ラパン106号室
債務者　荒木田隆志
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係